

企画課男女共同参画係です

毎日寒い日が続きます。でも春の訪れが少しずつ近づいていきます。待ち遠しいですね！

今回は4月1日から改正されます**男女雇用機会均等法の概要**についてお知らせします。

性別による差別禁止の範囲の拡大

(1) 男性に対する差別も禁止

女性に対する差別の禁止が男女双方に拡大し、男性も調停など個別紛争の解決援助が利用できます。

(2) 禁止される差別が追加、明確化

募集・採用、配置・昇進や職種変更、パートへの変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについても、性別を理由とした差別は禁止。

(3) 間接差別が禁止

外見上は性中立的な要件でも、業務遂行上の必要などの合理性がない場合は禁止。

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

(1) 妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇に加

え省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いも禁止。

(2) 妊娠中や産後1年以内に解雇された場合、事業主が妊娠・出産・産前産後休業の取得その他の省令で定める理由による解雇でないことを証明しない限り、解雇は無効。

セクシュアルハラスメント対策

職場での対策については、これまで配慮が求められてきましたが、男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策を講じることが義務となります。

対策が講じられず是正指導にも応じない場合、企業名公表の対象となることも、紛争が生じた場合、男女とも調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができます。

(注) この規定は派遣先の事業主にも適用。

母性健康管理措置

事業主は、妊産婦が保健指導

又は健康診査を受けるために必要な時間を確保し、妊産婦が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするための措置（時差通勤、休憩回数の増加、勤務時間の短縮、休業等）を講じることが義務となります。

こつした措置が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となり、紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができます。

(注) この規定は派遣先の事業主にも適用。

ポジティブ・アクションの推進

ポジティブ・アクション（男女間の格差解消のための積極的取組）に取り組む事業主が実施状況を公開するに当たり、国の援助を受けることができます。

過料の創設

厚生労働大臣（都道府県労働局長）が事業主に対し、男女均等取扱いなど均等法に関する事項について報告を求めたにもかかわらず、事業主が報告をしない、又は虚偽の報告をした場合は過料に処せられます。

みんなぞ

「むさしカルテイバト2007」PM5:15

武蔵中央公民館では市民の皆さんが、これまで以上に文化を身近なものに感じていただくため、文化の祭典「むさしカルテイバト2007」を2月24日（土）・25日（日）の2日間、武蔵セントラルホールで開催します。

また、20日（火）から25日（日）までの間、町中央公民館2階ロビー、町セントラルホール1、2階ロビーで公民館教室生及び青少年団体の作品展示などを行います。

この機会にすばらしい文化に

●2月24日（土）

九州選抜座長大会 玄海竜二座
〈昼の部〉開場 午後1時30分
開演 2時
〈夜の部〉開場 午後6時30分
開演 7時

●2月25日（日）

午前9時
・開会行事
午前9時30分
・子ども芸能発表
・公民館教室生の活動発表・文化芸能
午後3時10分
・三笑亭夢之助 講演会
演題「健康は、笑いから」

※「九州選抜座長大会 玄海竜二座」の入場料は2,000円（当日2,500円）。全席自由です。入場券は、武蔵中央公民館、武蔵図書館、武蔵町婦人団体連絡協議会、国見生涯学習センターみんな館、国東中央公民館、安岐中央公民館で取り扱っています。

※三笑亭夢之助講演会の入場は無料ですが整理券が必要です。武蔵中央公民館、武蔵図書館、武蔵町婦人団体連絡協議会でお受け取りください。



武蔵教育事務所
☎0978-880094

ふれてみませんか！ 皆さんのご来場をお待ちしています。お問い合わせ 武蔵教育事務所